特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される第四十一条の三の四第一号	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
第百四条第一項の規定及び特別措置法第十六条第一項の規定	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税につき	所得税法
第百十四条第三項（特別措置法第十六条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）	所得税法第百十四条第三項に
特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される第四十一条の三の四第二号	規定並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（次項及び第四項において「特別措置法」という。）第二十八条第一項及び第二十九条第一項の規定に
所得税及び復興特別所得税の額の合計額	規定並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（次項及び第四項において「特別措置法」という。）第二十八条第一項及び第二十九条第一項の規定に
所得税及び復興特別所得税の額の合計額	第四編第二章第一節の規定並びに特別措置法第二十八条第一項及び第二十九条第一項の規定
所得税及び復興特別所得税の額の合計額	同節の規定並びに特別措置法第二十八条第一項及び第二十九条第一項の規定
規定並びに特別措置法第二十八条第一項及び第二十九条第一項の規定により	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
規定及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（次項及び第四項において「特別措置法」という。）第二十八条第一項の規定に	所得税及び復興特別所得税の額の合計額

第四編第三章の二の規定及び特別措置法第二十八条第一項の規定	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
同章の規定及び特別措置法第二十八条第一項の規定	規定及び特別措置法第二十八条第一項の規定により
所得税及び復興特別所得税の額の合計額	、復興特別所得税の額（附帯税の額を除く。）、法人税

及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の項中

除く。）	除く。）、特別措置法第四章（第十一条第一項を除く。）

を

除く。）、特別措置法第四章（第十一条第一項を除く。）	四章（第十一

に改める。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十一条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

附則第四十四条第四項及び第五項中「若しくは第二項の」を「から第三項までの」に改める。

附則第五十一条の二第一項中「者を含む」を「者を含み、その課税期間の初日において所得税法第二条第一項第八号の四又は法人税法第二条第十二号の十九に規定する恒久的施設を有しない消費税法第二条第一項第四号の二に規定する国外事業者を除く」に、「（同項」を「（新消費税法第五十七条の二第一項」に改め、同条第四項中「及び第十二条の四第一項及び第三項」に改める。

附則第五十二条第一項中「ものに」を「もの（当該事業者が、消費税法第二条第一項第三号に規定する個人事業者にあってはその年、法人にあってはその同項第十三号に規定する事業年度において一の事業者から行う当該課税仕入れに係る支払対価の額（新消費税法第三十条第八項第一号ニに規定する課税仕入れに係る支払対価の額をいう。以下この項、次条第一項及び附則第五十三条の二において同じ。）の合計額が十億円を超える場合における当該超える部分の課税仕入れを除く。以下この条及び次条において「控除対象課税仕入れ」という。）に」に、「同条第九項」を「旧消費税法第三十条第九項」に改め、「、当該」の下に「控除対象課税仕入れの」を加え、「（同条第八項第一号ニに規定する課税仕入れに係る支払対価の額をいう。次条第一項及び附則第五十三条の二において同じ。）」を削り、「課税仕入れが」を「控除対象課税仕入れが」に改め、同条第四項中「課税仕入れを」を「控除対象課税仕入れを」に、「課税仕入れに係るもの」を「同項の控除対象課税仕入れに係るもの」に改める。

附則第五十三条第一項中「課税仕入れのうち、旧消費税法第三十条の規定がなお効力を有するものとしたならば同条第一項の規定の適用を受けるもの」を「控除対象課税仕入れ」に、「同条第九項」を「旧消費税法第三十条第九項」に改め、「、当該」の下に「控除対象課税仕入れの」を加え、「課税仕入れが」を「控除対象課税仕入れが」に改め、同条第四項中「課税仕入れを」を「控除対象課税仕入れを」に、「課税仕入れに係るもの」を「同項の控除対象課税仕入れに係るもの」に改める。